三二二 No.63

発行 平成27年3月31日



《主な内容》

- ●平成25年度末における浄化槽の設置状況等について(お知らせ)
- 愛知県環境部水地盤環境課より→浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について(通知)
- ●愛知県建設部建築指導課より→建築基準法第7条の3第1項第2号に基づく中間検査の指定の改正について(通知)
- 「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について
- ●ISIL(アイスィル)(いわゆる「イスラム国」)による日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起について
- ●社会保険の加入促進に係る協力依頼について
- ●お詫びと訂正(平成25年度末浄化槽設置基数一覧表)
- 「指定採水員指定講習会」開催

- ●あいち住まいるフェア2015に出展
- 平成27年度浄化槽試験・講習実施予定表
- ●協会会議等のこよみ



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1.	行政連絡
	平成25年度末における浄化槽の設置状況等について(お知らせ)・・・・・・3~12
	愛知県環境部水地盤環境課より 浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について(通知)・・・・・・・・13~16
	愛知県建設部建築指導課より 建築基準法第7条の3第1項第2号に基づく中間検査の指定の改正について(通知) ・・・・・・・・・17~20
2.	協会だより
	「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について・・・・・・・21~22
	ISIL(アイスィル)(いわゆる「イスラム国」)による 日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起について・・・・・・・・・23~24
	社会保険の加入促進に係る協力依頼について・・・・・・・・・・・・・・25
	お詫びと訂正(平成25年度末浄化槽設置基数一覧表)・・・・・・・・・25~27
	「指定採水員指定講習会」開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
	あいち住まいるフェア 2015 に出展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2 9
	平成 27 年度浄化槽試験・講習実施予定表 ・・・・・・・・・・・・・・3 0
	協会会議等のこよみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

■発 行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

• 事	務局			付区則武本通1−31 FAX〈052〉481-7207
• 法定	E検査部			
	名古屋業務所			対区則武本通1−31 FAX〈052〉481-7163
	豊田業務所			79-5-10 FAX (0565) 37-3361
	春日井業務所	-		留町2-2-18 FAX〈0568〉53-3722
	名古屋西業務所		清須市西須ヶ 618-6351	-□32-1 FAX ⟨052⟩ 618-6352

平成25年度末における浄化槽の設置状況等について(お知らせ)

浄化槽の設置状況等の現状の的確な把握及び今後の浄化槽関連行政の基礎的な資料とするために、平成 25年度における浄化槽の設置状況、法定検査受検状況等について調査を行い、その結果をお知らせします。

1. 浄化槽の設置状況

(1) 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は、平成25年度末時点で以下のとおりである。(資料1)

	設置基数	平成 24 年度末時点からの増減
全設置基数	7, 702, 139 基	56, 847 基減
ち合併処理浄化槽	3, 333, 623 基	106, 189 基増
うち単独処理浄化槽	4, 368, 516 基	163,036 基減

なお、浄化槽法の改正により、平成13年度以降は単独処理浄化槽の設置が原則禁止されるとともに、単独処理浄化槽を使用する者は、これを合併処理浄化槽に転換するよう努めなければならないとされている。

(2) 合併処理浄化槽の新規設置基数

平成25年度に新たに設置された合併処理浄化槽の設置基数は142,693基である。(資料2、3)

(3) 高度処理型浄化槽の設置状況

高度処理型浄化槽の新規設置基数及び設置基数は、平成25年度末時点で以下のとおりである。(資料2)

○高度処理型浄化槽の設置基数

処理性能	設置基数	合併処理浄化槽の総数に占める割合
BOD 濃度 20mg/ 以下(除去率 90%) +全窒素濃度 20mg/	600, 732 基	18.0%
BOD 濃度 20mg/ 以下(除去率 90%) +全窒素濃度 20mg/ +全燐濃度 1mg/	8, 087 基	0.2%
BOD 濃度 5mg/I 以下(除去率 97%)	5,863基	0.2%

○高度処理型浄化槽の新規設置基数

処理性能	設置基数	新設合併処理浄化槽に占める割合
BOD 濃度 20mg/ 以下(除去率 90%) +全窒素濃度 20mg/	101, 224 基	70. 9%
BOD 濃度 20mg/ 以下(除去率 90%) +全窒素濃度 20mg/ +全燐濃度 1mg/	814 基	0.6%
BOD 濃度 5mg/I 以下(除去率 97%)	181 基	0.1%

行政連絡···

(4) 人槽別の浄化槽設置割合

浄化槽の人槽別の設置割合は以下のとおりである。

人槽規模別	設置割合	設置基数
5~20 人槽	90.7%	6, 984, 374 基
21~200 人槽	8.7%	666, 278 基
201 人槽~	0.7%	51, 487 基

2. 浄化槽の維持管理の状況

(1) 浄化槽法第7条に基づく浄化槽の使用開始後の水質検査

平成 25 年度における浄化槽の使用開始後の水質検査(以下「7 条検査」という。)の受検率は 90.4% である。平成 24 年度に比べて 0.7 ポイント増加となっている。(資料 3、5)

都道府県別にみると、多くの都道府県が100%及びそれに近い受検率であるが、千葉県(61.8%)、神奈川県(62.2%)、静岡県(68.8%)などで受検率が全国平均を大きく下回っている。(資料3)

※7条検査は、主に浄化槽の設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を早い時期に確認するために行う ものであり、浄化槽管理者は浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に受検すること になっている。

(2) 浄化槽法第11条に基づく定期検査

平成 25 年度における定期検査(以下「11 条検査」という。)の受検率は 36.3%(合併処理浄化槽のみでは 55.4%)と平成 24 年度に比べて 1.7 ポイント増加(合併処理浄化槽のみでは 2.0 ポイント増加)している。(資料 3、5、6)

都道府県の11条検査受検率上位及び下位5府県については、以下のとおりである。(資料7)

11条検査受検率の上位5県

①岩手県(90.0%) ②岡山県(89.5%) ③岐阜県(89.1%) ④宮城県(85.3%) ⑤長崎県(82.5%)

11 条検査受検率の下位 5 府県

①沖縄県(6.9%) ②大阪府(7.3%) ③千葉県(7.7%) ④山梨県(8.5%) ⑤埼玉県(10.3%)

※11条検査は、主に保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されている か否かを判断するために行うものであり、毎年1回行うことになっている。

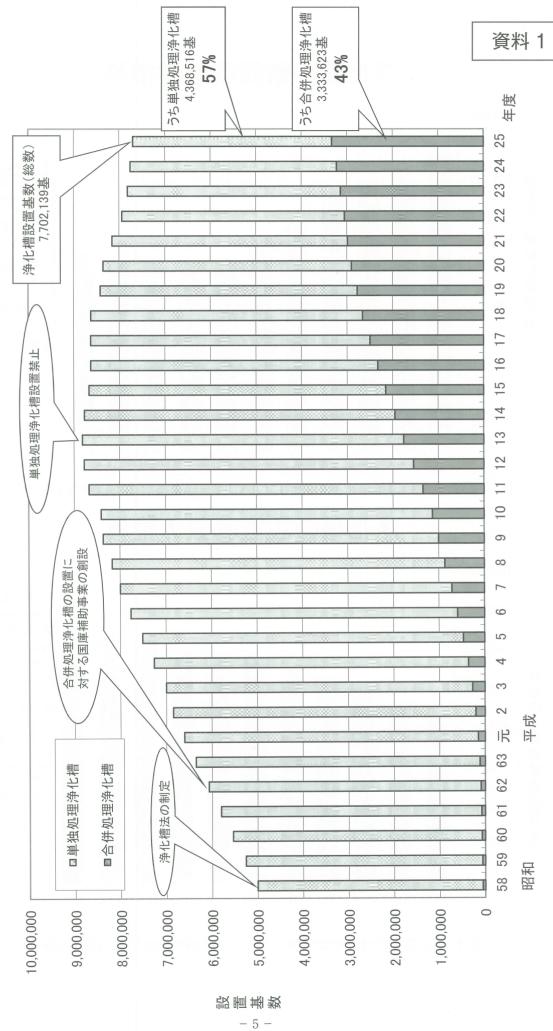
3. 浄化槽関係業者数

浄化槽に関係する業者数は、平成25年度末時点で以下のとおりである。(資料8、9)

- ·浄化槽工事業者登録数 29,952 業者
- ·浄化槽保守点検業者登録数 12,500 業者
- ·浄化槽清掃業者許可数 5,193 業者

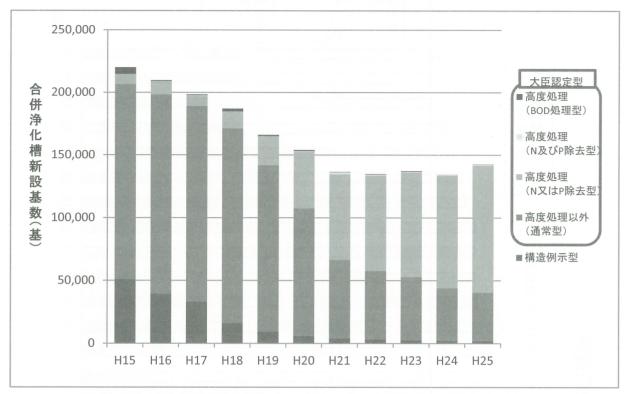
※ 詳細なデータは

「浄化槽行政組織等調査 (浄化槽サイト http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/) 」 に掲載している。



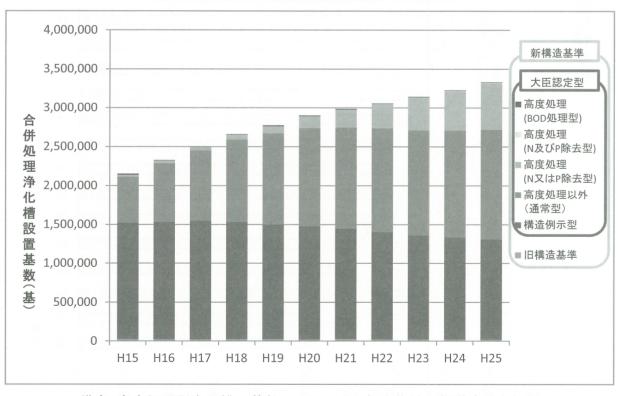
浄化槽の設置基数の推移

浄化槽の新設基数の推移



備考: 高度処理型浄化槽の基数については一部未集計の都道府県もある。

浄化槽の設置基数の推移

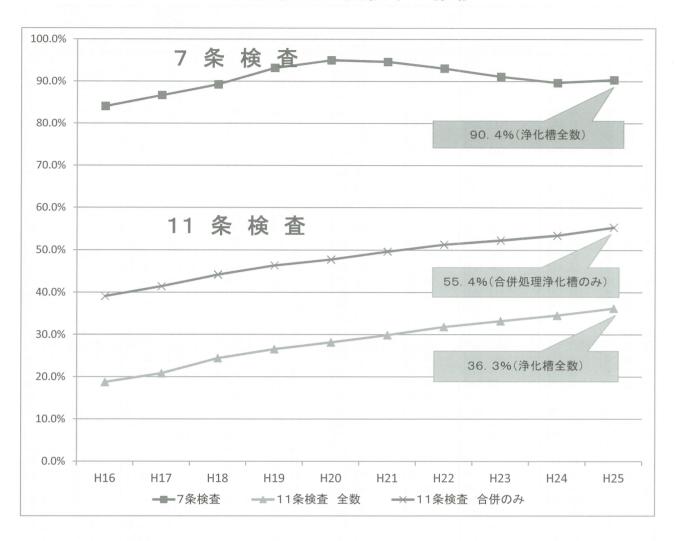


備考:高度処理型浄化槽の基数については一部未集計の都道府県もある。

平成25年度末における都道府県別浄化槽の設置状況等

北海県	全数 68,061 105,043	うち 単独処理浄化槽 20,965	単独処理					検査)		検査)
青森県 岩手県	105, 043		浄化槽の割合	うち 合併処理浄化槽	合併処理 浄化槽の割合	基数	全数	うち合併	全数	うち合併
岩 手 県	105, 043	20, 900	30. 8%	47, 096	69. 2%	1, 795	99. 2%	99. 2%	81.0%	88. 8%
岩 手 県		69, 337	66.0%	35, 706	34. 0%	1, 989	95.1%	95. 1%	46.6%	80.3%
宮城県	51, 970	5, 524	10.6%	46, 446	89.4%	2, 679	86.4%	86.4%	90.0%	92.5%
	69, 328	25, 382	36.6%	43, 946	63.4%	3, 328	74. 9%	74. 9%	85.3%	92.5%
秋田県	70, 260	31, 532	44. 9%	38, 728	55. 1%	1, 492	87.0%	87.0%	61.6%	81.4%
山形県	77, 943	47, 060	60.4%	30, 883	39. 6%	1, 089	95.9%	95. 9%	68.4%	85.4%
福島県	271, 131	166, 749	61.5%	104, 382	38. 5%	4, 856	82.8%	82. 8%	23.6%	57. 7%
茨 城 県	250, 899	108, 557	43. 3%	142, 342	56. 7%	5, 707	88. 5%	88. 5%	30.1%	47. 1%
栃木県	153, 194	56, 967	37. 2%	96, 227	62. 8%	3, 722	100.0%	100.0%	61.6%	59.9%
群馬県	311, 786	199, 294	63. 9%	112, 492	36. 1%	6, 237	89.8%	89.8%	69.9%	77. 2%
埼玉県	527, 666	313, 376	59.4%	214, 290	40. 6%	9, 046	90.4%	90. 4%	10.3%	22. 7%
千葉県	572, 202	348, 907	61.0%	223, 295	39.0%	8, 450	61.8%	61.8%	7. 7%	17. 4%
東京都	27, 646	17, 335	62. 7%	10, 311	37. 3%	241	95. 8%	95. 8%	14. 7%	32. 7%
神奈川県	177, 817	138, 130	77. 7%	39, 687	22. 3%	1, 516	62. 2%	62. 2%	12. 9%	30. 6%
新潟県	202, 866	152, 284	75. 1%	50, 582	24. 9%	2, 197	88. 8%	88. 8%	70.8%	80.6%
富山県	53, 943	39, 979	74. 1%	13, 964	25. 9%	430	100.0%	100.0%	29. 2%	68. 1%
石川県	55, 482	34, 182	61.6%	21, 300	38. 4%	640	100.0%	100.0%	35.6%	60.0%
福井県	62, 924	43, 836	69. 7%	19, 088	30. 3%	598	100.0%	100.0%	17. 5%	39. 3%
山梨県	149, 532	112, 064	74. 9%	37, 468	25. 1%	1, 671	77. 8%	77. 8%	8. 5%	29. 5%
長 野 県	82, 420	14, 554	17. 7%	67, 866	82. 3%	1, 474	97. 6%	97. 6%	37. 1%	41. 2%
岐阜県	181, 011	109, 076	60. 3%	71, 935	39. 7%	2, 121	100.0%	100.0%	89. 1%	94. 2%
静岡県	493, 841	343, 162	69. 5%	150, 679	30. 5%	8, 739	68. 8%	68. 8%	10.6%	31. 7%
愛知県	582, 386	393, 918	67. 6%	188, 468	32. 4%	9, 695	100.0%	100.0%	15.6%	44. 7%
三重県	216, 235	105, 740	48. 9%	110, 495	51. 1%	4, 313	100.0%	100.0%	32. 4%	44. 1%
滋賀県	38, 612	16, 578	42. 9%	22, 034	57. 1%	375	100.0%	100.0%	35.0%	43. 1%
京都府	42, 874	18, 627	43. 4%	24, 247	56. 6%	704	92. 2%	92. 2%	43. 9%	60. 2%
大阪府	154, 278	105, 679	68. 5%	48, 599	31.5%	1, 467	100.0%	100.0%	7. 3%	17. 0%
兵 庫 県	96, 705	50, 844	52. 6%	45, 861	47. 4%	776	87. 6%	87.3%	54. 8%	76. 9%
奈良県	104, 411	74, 822	71. 7%	29, 589	28. 3%	1, 222	100.0%	100.0% 99.7%	15. 4% 27. 7%	42. 6% 52. 7%
和歌山県	191, 707	104, 947	54. 7%	86, 760 10, 294	45. 3%	3, 834 344	99. 8% 75. 2%	75. 2%	50.0%	67. 8%
鳥取県	25, 341	15, 047	59. 4% 54. 8%	30, 011	40. 6% 45. 2%	1, 329	90. 2%	90. 2%	65.6%	88.3%
島根県	66, 441	36, 430		103, 213		3, 770	100.0%	100.0%	89. 5%	94. 2%
岡山県広島県	175, 672 179, 809	72, 459 90, 500	41. 2% 50. 3%	89, 309	49. 7%	3, 770	99. 5%	99. 5%	58. 7%	70.5%
山口県	179, 809	61, 400	49. 4%	62, 804		2, 300	99. 5%	90.6%	44. 6%	54. 2%
徳島県	185, 053	127, 393	68.8%	57, 660		3, 138	100.0%	100.0%	52. 4%	62. 0%
香川県	166, 264	94, 757	57.0%	71, 507	43. 0%	3, 757	100.0%	100.0%	38. 6%	56.3%
愛媛県	163, 807	91, 055	55. 6%	72, 752		2, 950	100.0%	100.0%	32. 7%	72. 0%
高知県	95, 064	43, 579	45. 8%	51, 485		2, 051	85. 4%	85. 4%	56. 1%	72. 8%
福岡県	173, 867	50, 669	29. 1%	123, 198		4, 748	93. 6%	93.6%	66. 0%	78. 7%
佐賀県	54, 499	20, 170	37. 0%	34, 329		1, 601	100.0%	100.0%	78. 8%	87. 8%
長崎県	68, 595	15, 854	23. 1%	52, 741	76. 9%	2, 348	86.8%	86.8%	82. 5%	85.6%
熊本県	137, 483	62, 526	45. 5%	74, 957	54. 5%	2, 753	99. 7%	99. 7%	60. 3%	78. 1%
大分県	140, 261	72, 927	52.0%	67, 334		3, 217	100.0%	100.0%	37. 0%	68.0%
宮崎県	142, 653	76, 263	53. 5%	66, 390		3, 003	99.8%	99.8%	49.3%	63.0%
鹿児島県	274, 301	107, 176	39.1%	167, 125		7, 840	99.9%		31.9%	32. 9%
沖縄県	84, 652	60, 904		23, 748		1, 800	93. 5%		6. 9%	23. 2%
11 10 111	7, 702, 139	4, 368, 516		3, 333, 623		142, 693	90.4%		36. 3%	55. 4%

法定検査の受検率の推移



		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
7条検査 計算法	浄化槽全数	84.1%	86.7%	89.3%	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%
11条検査	浄化槽全数	18.7%	20.8%	24.4%	26.6%	28.2%	29.9%	31.8%	33.2%	34.6%	36.3%
計算法	合併処理浄化槽のみ	39.1%	41.4%	44.2%	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%

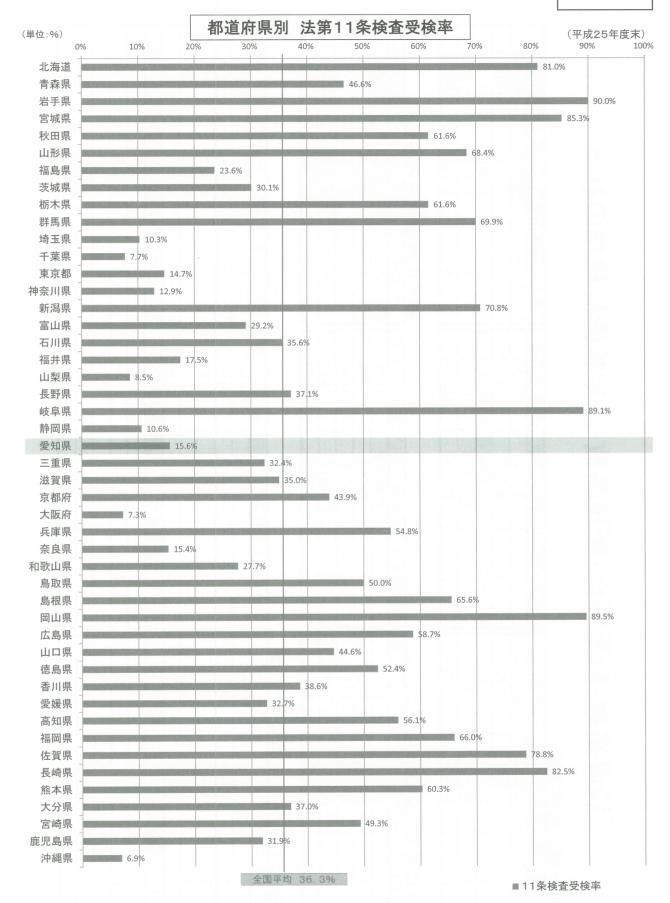
備考

平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。 ・平成26年度調査の計算方法(検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)

⁽⁷条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24

⁽¹¹条検査)検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

資料6



設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況

	位5都道府県	393,918	348,907	343,162	313,376	199,294	数	上位5都道府県	9,695	9,046	8,739	8,450	7,840
	単独処理浄化槽設置基数上位5都道府県	愛知県	千葉県	静岡県	埼玉県	群馬県	の新設設置基数	と槽の新設設置基数上仮	愛知県	埼玉県	静岡県	千葉県	鹿児島県
	单独処理浄化	-	2	က	4	2	化槽	浄化槽の新	-	2	က	4	5
	立5都道府県	223,295	214,290	188,468	167,125	150,679		:位5都道府県	77.7%	75.1%	74.9%	74.1%	71.9%
	併処理浄化槽設置基数上位5都道府県	千葉県	埼玉県	愛知県	鹿児島県	静岡県		虫処理浄化槽割合が高い上位5都道府県	神奈川県	新潟県	山梨県	富山県	沖縄県
	合併処理浄化	1	2	3	4	5		单独処理浄化;	1	2	3	4	5
	L位5都道府県	582,386	572,202	527,666	493,841	311,786	割合	上位5都道府県	89.4%	82.3%	76.9%	70.9%	69.2%
浄化槽の設置基数	5置基数上位5者	愛知県	千葉県	埼玉県	静岡県	群馬県	類別設體	合が高い	岩手県	長野県	長崎県	福岡県	北海道
●浄化槽の	浄化槽設置	_	2	3	4	5	●浄化槽の	合併処理浄化槽割	1	2	3	4	5

									-			
1 4	(垣附県(単独)	85.8%	83.2%	74.8%	72.8%	70.5%	(道府県(単独)	1.3%	1.9%	2.0%	2.1%	2.5%
	検率の上位5都追	岐阜県	当口园	宮城県	長崎県	#	受検率の下位5都道/	沖縄県	千葉県	山梨県	静岡県	埼玉県
7	現11条検貨受検率の	-	2	3	4	5	第11条検査受	1	2	3	4	5
K	エ化5都退析県(合併)	94.2%	94.2%	92.5%	92.5%	88.8%	道府県(合併)	17.0%	17.4%	22.7%	23.2%	29.5%
43	マ 使 率 の 上 位 5 都	岐阜県	岡山県	宮城県	岩手県	北海道	検率の下位5都道)	大阪府	千葉県	埼玉県	沖縄県	山梨県
1.1 & to **		1	2	3	4	5	第11条検査受	1	2	3	4	5
	の工化も都追析宗	%0.06	89.5%	89.1%	85.3%	82.5%	5都道府県	%6.9	7.3%	7.7%	8.5%	10.3%
第二	又快 半	岩手県	岡山県	岐阜県	宮城県	長崎県	条検査受検率の下位5都道府県	沖縄県	大阪府	千葉県	山梨県	埼玉県
● 法定検査(男 二 宋 快 追	1	2	3	4	5	第11条検3	1	2	3	4	5

浄化槽関係業者数

浄化槽工事業者総数:29.952業者

(内訳)

浄化槽法に基づく業者:3,090

土木工事業者:18,389 建築工事業者:8,269

管工事業者:25,203

(※浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、 管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、 内訳の合計と登録工事業者の総数は一致しない。)

浄化槽保守点検業者総数:12,500業者

(内訳)

保守点検専業: 2,854 清掃業と兼業: 3,694

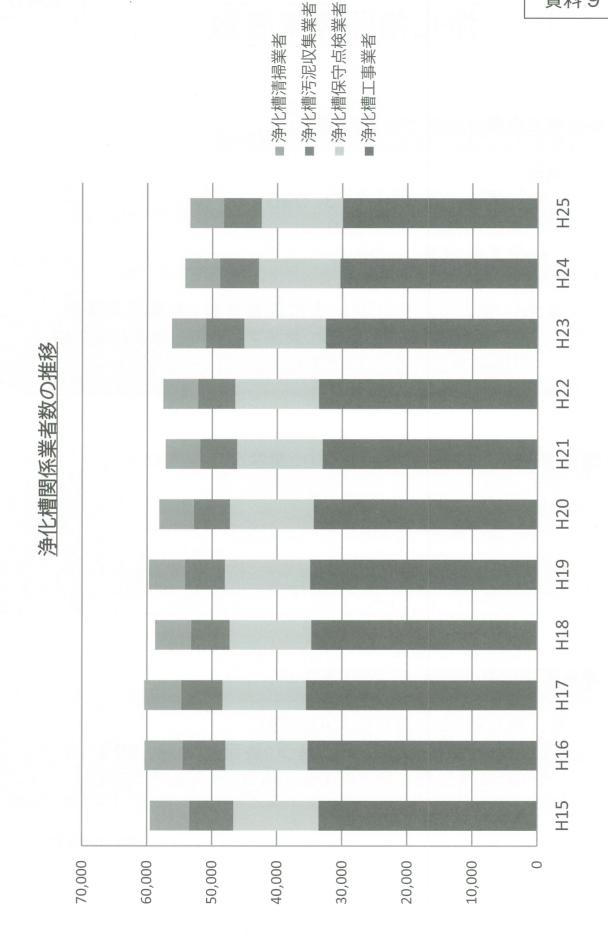
その他の業と兼業:5,952

浄化槽清掃業者総数:5,193業者

(浄化槽法第35条許可業者の内数)

うち廃棄物処理法第7条に基づく許可業者:4,899 うち廃棄物処理法第6条の2に基づく許可業者:586

(平成25年度末)



愛知県環境部水地盤環境課より

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について(通知)

26水地環第496号 平成26年12月22日

浄化槽関係団体の長 指 定 検 査 機 関の長

愛知県環境部水地盤環境課長 (公印省略)

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について(通知)

本県の浄化槽の維持管理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、浄化槽保守点検業者に対して、別添のとおり下請け業者に係る登録について通知しましたので、御承知おきください。

担 当 調整・生活排水グループ 電 話 052-954-6219 (ダイヤルイン) FAX 052-961-4025



26水地環第496号 平成26年12月22日

浄化槽保守点検業者 各位

愛知県環境部水地盤環境課長 (公印省略)

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について (通知)

本県の浄化槽の維持管理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽保守点検業については、ご存じのとおり、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年愛知県条例第24号。以下、「条例」という。)第2条第1項に基づき知事の登録を受けなければならないとしています。これは、浄化槽管理者から委託を直接受けた元請け業者及びその業務の再委託を受けた下請け業者の別に関わらず登録を受けなければならないことを定めたものであり、この規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者に対しては、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金が科せられます。

しかしながら、下請け業者は登録を受ける必要がないという誤った認識等から、無登録のまま保守点検業を営んでいる事例が散見されております。

つきましては、貴社が保守点検業務を下請け業者に再委託する際には、下記の事項について確認と徹底を図り、浄化槽の適正な維持管理業務に努めていただきますようお願いします。また、別添の平成18年6月22日付け18水地環第137号の通知の内容をあらためて確認いただき、履行に努めていただきますようお願いします。

記

- 1 再委託先の業者の登録の有無を確認した上で、業務を委託すること。また、併せて 浄化槽管理士の資格の有無も確認すること。
- 2 条例施行規則第8条に規定する帳簿の記載事項である「浄化槽の保守点検を行った 浄化槽管理士の氏名」においては、下請け業者が保守点検を実施した場合、その保守 点検の責任の所在を明確にするため、当該下請け業者の法人名又は屋号等を併せて記 載すること。また、下請け業者であっても帳簿を備え、それを3年間保存する必要が あること。

担 当 調整・生活排水グループ

電 話 052-954-6219 (ダイヤルイン)

FAX 052-961-4025



別添

18水地環第137号 平成18年 6月22日

浄化槽保守点検業者各位

愛知県環境部長

浄化槽の保守点検における適正な維持管理業務の実施について (通知)

日頃から、浄化槽の保守点検業務を通して、地域の生活環境の保全及び公衆 衛生の向上に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであることから、保守点検、清掃及び法定検査を確実に実施することが重要です。また、下水道と並ぶ恒久的な生活排水処理施設として浄化槽が地域住民の方などに認知されることにつながるものと考えます。

しかしながら、最近、同一の浄化槽管理士が保守点検業者の間で二重登録を する、業務委託契約に係る虚偽の保守点検記録を浄化槽管理者に発行するな ど浄化槽に対する不信感につながる事例が発生しました。

つきましては、浄化槽の維持管理業務に対する信頼などを確保するため、あらためて、業務に当たっては下記の事項について確認と徹底を図っていただき、浄化槽法における保守点検の技術上の基準の遵守とともに浄化槽の適正な維持管理業務に努めていただくようお願いします。

記

- 1 浄化槽に係わる者の責任と業務を明確化するため、浄化槽管理士が愛知県知事に登録している保守点検業者を2つ以上兼務しないこと。
- 2 必要にして十分な保守点検が行われるべく、適切な浄化槽管理士の配置とその人員に見合う点検器具等の整備を図ること。

3 保守点検業務の再委託は、浄化槽管理者がその業務の第三者への再委託を認めた場合に限られるものであること。

また、再委託を請け負った者が保守点検を実施したときは、委託契約元の保守点検業者は速やかに保守点検の記録を確保し履行確認するとともに、その記録を3年間保存すること。

4 質と透明性の高い保守点検業務を提供するため、浄化槽管理者に対して、浄化槽の状態、作業の内容及び浄化槽の正常な機能を維持するうえで欠かせない保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施の必要性を保守点検の記録などにより確実に説明すること。

担当 水地盤環境課調整・生活排水グループ電話 052-954-6219(ダイヤルイン)

愛知県建設部建築局建築指導課より

建築基準法第7条の3第1項第2号に基づく中間検査の指定の改正について(通知)

26 建指第622号 平成27年1月30日

各建築・住宅関係団体の長 様

愛知県建設部建築局建築指導課長 (公印省略)

建築基準法第7条の3第1項第2号に基づく 中間検査の指定の改正について(通知)

日ごろは本県の建築行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。 愛知県では建築基準法第7条の3第1項第2号の規定に基づく、「中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定」に係る平成18年愛知県告示第161号を別添のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、会報への登載等により会員の方への周知に努めていただきますよう 御協力をお願いします。

担 当 建築指導グループ (山本、簗瀬) 電 話 052-954-6586(ダイヤルイン) 中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成 18 年 2 月 28 日 告示第 161 号

改正 平成 19 年 6 月 19 日告示第 436 号 平成 24 年 2 月 3 日告示第 57 号

平成 21 年 2 月 27 日告示第 139 号 平成 27 年 1 月 30 日告示第 22 号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規 定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定し、平成18年4月1日から施行する。

なお、平成11年愛知県告示第580号 (中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたものについては、なお従前の例による。

1 中間検査を行う区域

愛知県内の法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域

2 中間検査を行う期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 次に掲げる建築物で新築するもの
 - (1) 住宅 (住宅以外の用途を兼ねる建築物にあっては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)又は共同住宅の用途に供する建築物で、地階を除く階数が2以上であり、かつ、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
 - (2) 法別表第 1 (い) 欄 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途(共同往宅を除く。)に供する特殊建築物で、階数が 3 以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。ただし、階数が3以上である共同住宅については、特定工程にあっては 法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当する工程を、特定工程後の工程にあっては同 条第6項の政令で定める特定工程後の工程に該当する工程を除く。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
ア	木造 (才に係るものを 除く。)	屋根ふき工事及び構造耐力上 主要な軸組(枠組壁工法の場合 は、耐力壁)の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力 壁を覆う外装工事及び内装工事
イ		鉄骨造の部分において、初めて 工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を 覆う耐火披覆を設ける工事、外装 工事(屋根ふき工事を除く。)及 び内装工事
ウ	鉄筋コンクリート造 (オに係るものを除 く。)	鉄筋コンクリート造の部分に おいて、初めて工事を施工する 階の直上の階の主要構造部で ある床版の配筋(プレキャスト コンクリート部材にあっては、 接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材にあっては、接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
工		鉄骨造の部分において、初めて 工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を 覆うコンクリートを打設する工 事
才		構造耐力上主要な軸組を構成 する各部材を接続する接合部 の工事	構造耐力上主要な軸組を構成す る各部材を接続する接合部を覆 う工事

1/2

5 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に掲げる工程に該当する工程を含む工事に係る建築物
- (2) 法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)を有する住宅又は共同住宅
- (3) 法第85条第5項の許可を受けた建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条第1項の 規定により建設住宅性能評価の申請をした者の当該申請に係る建築物
- (5) 建築主が国、地方公共団体又は法令の規定により法第18条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用について国若しくは国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされる者である建築物

前 文(抄)(平成19年6月19日告示第436号)

平成19年6月20日から施行する。

ただし、この告示の施行日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。

前 文(抄)(平成21年2月27日告示第139号)

平成21年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成24年2月3日告示第57号)

平成24年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成27年1月30日告示第22号)

平成27年4月1日から施行する。

新旧対照表

〇中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

新		田
中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定		中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定
平成18年2月28	月2月28日	平成 18 年 2 月 28 日
4分	告示第 161 号	告示第 161 号
改正 平成19年6月19日告示第436号 平成21年2月27日告示第139号	5 139 号	改正 平成 19 年6月 19 日告示第 436 号 平成 21 年2月 27 日告示第 139 号
平成24年2月3日告示第57号 平成27年1月30日告示第22号	5 22 号	平成24年2月3日告示第57号
建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第7条の	第7条の3第1項	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項
第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指	のように指	第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指
定し、平成18年4月1日から施行する。		定し、平成18年4月1日から施行する。
なお、平成11年愛知県告示第580号(中間検査に係る特定工程及び特定工程後	特定工程後	なお、平成11年愛知県告示第580号(中間検査に係る特定工程及び特定工程後
の工程の指定)は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1		の工程の指定)は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1
日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた		日前に 法第6条第1項又は 第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた
ものについては、なお従前の例による。	79	ものについては、なお従前の例による。
1 略		一
2 中間検査を行う期間	2	中間検査を行う期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで		平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
23 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	<u></u>	
4 略	4_	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
32	ro	

会員団体

事務局長 各 位

特別会員 各 位

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会 長 上 山 健治郎 (公印省略)

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会の運営につきまして、格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼 申し上げます。

さて、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課より、建設業法の一部改正、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正及び解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正につきまして会員団体及び事業者に周知を行うよう通知がありましたのでお知らせいたします。

その主な内容は、以下の通りです。

1. 背景

暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号。以下「改正法」という。)が平成26年6月4日に公布されたところである。今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行等のため、所要の規定を整備するとともに、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)等について所要の措置を講ずる。

2. 改正事項

- (1) 建設業法施行規則の一部改正
- ア 許可申請書等の様式の見直し
- イ 許可申請書等の閲覧対象の限定

- ウ その他建設業の許可に関する事務の見直し
- エ 一般建設業の営業所専任技術者 (=主任技術者) の要件の見直し
- オ 施工体制台帳の記載事項等の見直し
- カ 経営事項審査の客観的事項の見直し
- キ 建設業者団体の届出制度の見直し
- (2) 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正
- ア 登録申請書等の様式の見直し
- (3)解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正ア 登録申請書等の様式の見直し
- 3. 今後のスケジュール 公 布 平成26年10月31日 施 行 平成27年 4月 1日

参考

国交省記者発表(平成26年10月31日)

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13 hh 000291.html

国土交通省土地・建設産業局建設業課より

ISIL(アイスィル)(いわゆる「イスラム国」)による 日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起について

> 事 務 連 絡 平成27年2月4日

建設業関係団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

ISIL (アイスィル) (いわゆる「イスラム国」) による 日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起について

標記に関しまして、外務省は2月1日、別添のとおり注意喚起を発出しました。 また、国土交通省では、2月2日に国土交通省国際テロ対策本部を開催し、国土交 通大臣から、所管事業者、海外勤務者の安全確保の実施などについて指示がありまし た。

つきましては、貴団体会員に対して、上記注意喚起及び社員の安全確保の徹底等について周知をお願いいたします。

(別添)

イスラム過激派組織のISIL(イラク・レバントのイスラム国)による 日本人と見られる人物の殺害を受けた注意喚起

2015年02月01日

- ※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。
- ※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、 退避を命令するものではありません。
- ※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。
- 1. 2月1日(日本時間)、イスラム過激派組織のISIL(イラク・レバントのイスラム国) を名乗る人物が、シリアで行方不明となっていた湯川遥菜氏に引き続き、後藤健二氏と見られる人物を殺害した映像がインターネット上で配信されました。
- 2. この事件は各国のメディアでも多く取り上げられており、国際的に非常に注目を集めている事件であることや、最近はISIL又はISILの主張に賛同しているとみられる者によるテロが世界各地で発生していること等を踏まえれば、日本人、日本企業、及び、日本人学校等の我が国の関係機関や組織がテロを含む様々な事件に巻き込まれる危険があります。
- 3. つきましては、上記のような情勢を十分認識し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、各地域の特徴を踏まえた上で、外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。
- 4. 特に、シリア、イラクのみならず、退避勧告が出されている国や地域に滞在中の方は、直ちに国外等の安全な地域へ退避するよう強く勧告します。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連)

電話:(代表) 03-3580-3311 (内線) 3680

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く)

電話:(代表) 03-3580-3311(内線) 2306

○外務省 海外安全ホームページ: http://www.anzen.mofa.go.jp/

http://www.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp (携帯版)

厚労省より、社会保険の加入促進協力依頼がありました

厚生労働省 ⇒ 各府省庁 ⇒ 所管業界(全浄連) (以下全浄連からの協力依頼文を掲載)

社会保険の加入促進に係る協力依頼について

厚生年金・健康保険の適用の適正化については、厚生労働省・日本年金機構において取り組んでおりますが、社会保険への未加入や届出漏れの防止について、労働者の社会保障の充実並びに事業者における優れた人材確保及び公平な競争環境の観点などから、各府省庁に対しても所管業界等への周知・広報について協力依頼があったとのことです。

つきましては、貴会員におかれましても、厚生年金保険・健康保険の適用の 適正化を率先して実行していただき、さらに周知・広報の程、よろしくお願い 申し上げます。

なお、別添リーフレットについて、一定の部数が必要な場合には、お近くの 日本年金機構年金事務所までご一報いただければ、必要部数をご送付させてい ただくとのことですので、よろしくお願いいたします。

◇日本年金機構__全国の相談・手続き窓口 http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/

お詫びと訂正

平成 27 年 1 月発行の「浄化槽あいち No.94」において、

3. 行政情報において、17ページの「平成25年度末 浄化槽設置基数一覧表」が誤って平成24年度末のデータを掲載いたしました。

ここに訂正して、お詫び申し上げます。

併せて「平成25年度 浄化槽新設基数一覧表」も再掲いたします。

平成25年度末 浄化槽設置基数一覧表

(平成26年3月末現在)

所管	市町村	単独	合併	計
東三河	豊川市	10,394	5,539	15,933
	蒲郡市	2,131	1,891	4,022
	田原市	3,781	923	4,704
1/2	計	16,306	8,353	24,659
新城設楽	新城市	5,337	3,601	8,938
	設楽町	758	505	1,263
	東栄町	242	234	476
5	豊根村	157	325	482
	計	6,494	4,665	11,159
尾張	一宮市	31,846	16,032	47,878
	瀬戸市	15,217	4,944	20,161
A.	春日井市	21,320	9,572	30,892
	犬山市	5,002	2,145	7,147
	江南市	11,273	6,910	18,183
	小牧市	11,270	3,600	14,870
	稲沢市	14,925	6,992	21,917
	尾張旭市	8,806	2,762	11,568
	岩倉市	4,212	1,593	5,805
	豊明市	1,969	994	2,963
	日進市	3,286	2,884	6,170
	清須市	8,967	5,678	14,645
	北名古屋市	8,934	5,858	14,792
	長久手市	2,728	799	3,527
	東郷町	3,231	1,022	4,253
	豊山町	1,789	1,035	2,824
	大口町	1,566	649	2,215
	扶桑町	3,671	2,506	6,177
	計	160,012	75,975	235,987
海部	津島市	9,160	4,124	13,284
	愛西市	7,517	3,820	11,337
	弥富市	6,509	3,044	9,553
	あま市	14,116	6,823	20,939
	大治町	4,221	2,476	6,697
	蟹江町	3,621	2,066	5,687
	飛島村	604	374	978
	計	45,748	22,727	68,475

				コハシロエク
所管	市町村	単独	合併	計
知多	半田市	13,493	2,004	15,497
	常滑市	8,323	2,606	10,929
	東海市	5,853	3,182	9,035
	大府市	3,235	1,738	4,973
	知多市	1,921	398	2,319
	阿久比町	2,547	745	3,292
	東浦町	3,967	1,712	5,679
	南知多町	3,050	1,014	4,064
	美浜町	4,785	1,712	6,497
	武豊町	3,907	1,255	5,162
	計	51,081	16,366	67,447
西三河	碧南市	7,260	2,492	9,752
	刈谷市	11,181	2,875	14,056
	安城市	9,561	5,620	15,181
	西尾市	15,722	5,620	21,342
	知立市	6,653	3,320	9,973
	高浜市	4,791	2,187	6,978
	幸田町	1,178	421	1,599
	計	56,346	22,535	78,881
豊田加茂	みよし市	1,062	286	1,348
	計	1,062	286	1,348
愛知県	合計	337,049	150,907	487,956
所管分				

保健所	名古屋市	6,152	1,921	8,073
設置市	豊橋市	17,922	11,192	29,114
	岡崎市	11,825	6,943	18,768
	豊田市	20,970	17,505	38,475
	計	56,869	37,561	94,430

県内総合計	393,918	188,468	582,386
	(67.6%)	(32.4%)	

平成25年度 浄化槽新設基数一覧表

(平成26年3月末現在)

所管	市町村名	設置基数
東三河	豊川市	201
	蒲郡市	134
	田原市	19
	計	354
新城設楽	新城市	135
	設楽町	35
	東栄町	7
	豊根村	11
	計	188
尾張	一宮市	735
	瀬戸市	298
	春日井市	533
	犬山市	101
	江南市	472
	小牧市	188
	稲沢市	527
	尾張旭市	243
	岩倉市	132
	豊明市	50
	日進市	212
	清須市	334
	北名古屋市	370
	長久手市	24
	東郷町	92
	豊山町	66
	大口町	27
	扶桑町	160
	計	4,564
海部	津島市	140
	愛西市	146
	弥富市	152
	あま市	452
	大治町	219
	蟹江町	113
	飛島村	23
	計	1,245

所管	市町村名	設置基数
知多	半田市	53
karaka Maraka Baran Aga	常滑市	99
	東海市	163
	大府市	80
3 × 2 × 10 × 1	知多市	21
	阿久比町	27
	東浦町	39
	南知多町	46
	美浜町	76
	武豊町	44
	計	648
西三河	碧南市	150
	刈谷市	105
	安城市	378
	西尾市	160
	知立市	247
	高浜市	145
	幸田町	3
	計	1,188
豊田加茂	みよし市	9
	計	9
愛知県所管	合計	8,196

保健所	名古屋市	115
設置市	豊橋市	463
	岡崎市	224
	豊田市	697
	計	1,499

県内総合計	9,695	(8.679)
景内 極口訂	9,090	(0,079)

(()内は平成24年度の値

「指定採水員指定講習会」開催

愛知県では、浄化槽法に基づく法定検査のうち、第 11 条に係る検査において、平成 15 年度から 県内全域において指定採水員制度を導入・実施しています。

登録の有効期限は3年間で引き続き登録を行うために、指定採水員指定講習会を受講し修了することとなっています。

〈 本年度は、更新年度にあたり次の3か所で講習会を開催しました。 〉

- ① 平成 26 年 12 月 2 日(火) 愛知県産業労働センター (ウインクあいち) → 受講者数:130 名
- ②平成 27 年 1 月 16 日(金) 岡崎市シビックセンター コンサートホール・コロネット→ 受講者数:105 名
- ③平成 27 年 1 月 27 日(火) 愛知県産業労働センター (ウインクあいち)→ 受講者数:104 名

■講演内容及び講師

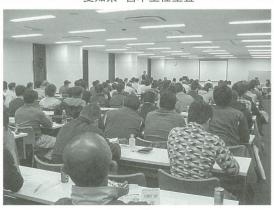
- (1) あいさつ
 - ①愛知県尾張県民事務所 環境保全課長 酒井 秀雄 氏
 - ②愛知県西三河県民事務所 環境保全課長 阿部 邦夫 氏
 - ③愛知県環境部水地盤環境課 課長補佐 小久保誠一 氏
- (2) 愛知県の浄化槽行政について 愛知県環境部水地盤環境課 主任主査 宮本 芳子 氏
- (3) BOD を活用した浄化槽法第 11 条検査について 一般財団法人中部微生物研究所 施設検査課 技師 高島 佑 氏



愛知県 宮本主任主査



(一財)中部微生物研究所 高島技師



会場の様子



会場の様子

あいち BER ハウラング& UDX - LEMYS 住まいるフェア 2015 Rたい、知りたい、お余のアレコレ、2015年 会局 3月13日金・15日日 時間 10:00~17:00 会場 数上ホール・SERES > SERENDE

あいち住まいるフェア 2015 に出展

主 催 愛知ゆとりある住まい推進協議会・中日新聞社・中部経済新聞社

期間 平成27年3月13日(金)~3月15日(日)

会場 吹上ホール (名古屋中小企業振興会館)

今回は、「見たい・知りたい・お家のアレコレ」をテーマに、約70社・団体が130のブースで、地震や防犯の対策のほか環境に配慮した暮らし方などをはじめ、新築やリノベーションまで総合的な住まいに関連した情報を、展示・紹介しました。

当協会からは小型合併処理浄化槽の模型やパネルを展示して、浄化槽の仕組みなどを来場された皆様に理解していただきました。

また、水環境の保全に努め、水を汚さないための工夫や汚れた水をきれいにするための恒久的な施設としての浄化槽の重要性等についてPRしました。ポケットティッシュやボールペン、水切りネットなどの普及啓発資材を配布するとともに、浄化槽に関するアンケートにお答えいただいて、浄化槽の維持管理の必要性を説明しました。



開会式テープカット



説明状況



説明状況



会場の様子

アンケート用紙と普及啓発資

平成27年度浄化槽試験・講習実施予定表

《愛知会場》

	種目	実施日	受付期間	受付機関	申請書配布
設備	設備士試験	7月12日(日)	4月6日(月) { 5月29日(金)	(公財)日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TeL03-3635-4881	教育センターで 頒布
±	The state of the late	会場:名古屋市	(中産連ビル)		
	設備士講習	実施予定なし			
管理士	管理士試験	10月25日(日) (予定)	7月1(水) { 8月14(金) (予定)	(公財)日本環境整備教育センター 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TaL03-3635-4881	教育センターで頒布予定
	管理士講習	11月9日(月)	(中産建ビル) 10月1日(木) と 10月8日(木) (中産連ビル)	(一社)愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TeL052-481-7200	協会で頒布予定
技術管理者	技術管理者講習会	7月30日(木)	6月19日(金) と 6月26日(金)	(一社)愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TeL052-481-7200	協会で頒布予定

- *管理士試験等受付期間が未定のものについては後日発表します。
- *講習等の実施日及び受付期間については、会場の都合により変更することがあります。
- *他会場での実施も予定されていますので、(一社)愛知県浄化槽協会までお問合わせください。



協会会議等のこよみ

平成27年 1 月 · · · · · · ·

- 16日 第2回製造販売部会及び市町村整備推進事業委員会合同会議
- 16日 指定採水員指定講習会
- 20日 第2回施工部会及び技術員会合同会議
- 21日 第2回組織広報教育委員会
- 23日 第2回使用管理部会
- 23日 正副会長会議
- 23日 1月理事会
 - ・部会、委員会主催の技術研修会等の結果について
 - その他
- 27日 指定採水員指定講習会
- 28日 全浄連東海地区協議会

2月

- 5日 第4回愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議
- 13日 「全県域汚水適正処理構想見直しに関する講演会」(愛知県主催) の共催
- 13日 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会 第3回検査員連絡会
- 25~26日 全浄連事務局長等会議
 - 27日 2月理事会
 - 全浄連の活動について
 - その他

3月…………

- 6日 浄化槽指定検査機関打合せ会(3機関会議)
- 9日~10日 内部監査
- 13日~15日 あいち住まいるフェア2015
 - 18日 第3回総務財政企画委員会
 - 25日 全浄連東海地区協議会
 - 27日 3月理事会
 - ・平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - その他

